

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部改正案」及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案」についての意見・情報の募集の結果について

令和5年7月24日
農林水産省 消費・安全局

農林水産省では、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件の一部改正案及び飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正案について、令和5年2月20日から3月21日までの期間、e-Govに掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、本件に関して3名の方から3件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見と、それに対する農林水産省の考え方を別紙1のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

なお、本件につきましては、意見公募時に公示した内容に一部技術的な修正を加え、別紙2のとおり飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正することとしましたのでお知らせいたします。

問い合わせ先
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
担当：飼料安全基準班
代表：03-3502-8111（内線 4546）
直通：03-6744-1708